

条 例 見 直 し 調 書

作成年度	平成 20 年度
------	----------

条例名		神奈川県立県民ホール条例	
条例番号	昭和 49 年神奈川県条例第 1 号	法規集	第 4 編第 1 章第 4 節
所管部局室課	県民部文化課		
条例の概要	県民の文化芸術の振興及び福祉の増進を図るために施設として、神奈川県立県民ホールの設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	県民ホールは、県民の文化芸術の振興及び福祉の増進を図るための施設であり、現在でも設置する必要がある。 この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県民ホールの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	質の高い音楽、舞踊等の舞台芸術や美術などの鑑賞機会を提供するとともに、ホール、ギャラリー等の貸出しにより、県民の文化芸術活動等の場として積極的に活用されており、有効に機能している。	利用者数 平成 19 年度：679,654 人 平成 18 年度：681,899 人
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	施設及び設備の維持管理並びに音楽、舞踊その他の舞台芸術及び美術の振興等に相当の知識と経験を有するなど一定の基準を満たす者に、一定期間、施設の管理等を行わせる指定管理者制度を導入しており、効率的な運営が行われている。	平成 18 年度から平成 22 年度まで財団法人神奈川芸術文化財団を指定管理者として指定。
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	県民の文化芸術の振興に向けて、「神奈川力構想」に基づき運営しているほか、指定管理者制度の導入は「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方方に合致したものである。 なお、「神奈川力構想」に基づき、現在の県民ホールと一体運営する中規模ホールとして、神奈川芸術劇場の整備を取り組んでおり、これを踏まえて、改正を行う必要がある。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しない〕	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。		理由 現行条例の運用上の課題は見受けられないが、「神奈川力構想」に基づき、現在の県民ホールと一体運営する中規模ホールとして、神奈川芸術劇場の整備を進めており、これを踏まえて、改正を行う必要がある。 特記事項 平成 20 年 12 月：条例改正案を 12 月県議会定例会へ報告 平成 21 年 2 月：条例改正議案を 2 月県議会定例会へ提出
次回見直し予定		未定	見直し規定の有無 有 無